

# 「肝疾患専門医療機関」として10医療機関が選定される

## 鳥取県肝炎対策協議会 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

- 日 時 平成21年9月5日（土） 午後3時～午後4時
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 23人  
岡本健対協会長、村脇協議会会長、川崎対策委員長  
安藤・石飛・尾崎・岸・岸本・清水・富長・永見・野坂・  
藤井・前田・松木・松田哲・松田裕・満田・宮崎各委員  
県健康政策課：下田副主幹  
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、田中主事

### 【概要】

- ・「肝疾患診療連携拠点病院」として、平成21年4月に鳥取大学医学部附属病院が指定された。指定期間は平成21年4月24日から平成24年4月23日までの3年間。
- ・この度、「肝疾患専門医療機関」として、東部4、中部2、西部4、計10医療機関が選定され、県は、後日、正式に指定する。指定期間は3年間の予定である。
- ・今後、鳥取県肝疾患診療連携拠点病院が設置する「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」において、鳥取県肝疾患診療連携ネットワークの在り方等について検討が行われる。
- ・厚生労働省の肝炎インターフェロン治療結果のフォローアップ調査に、鳥取県も参加することとなった。

### 挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

健対協事業につきましては、ご理解、ご支援頂き、有難うございます。

〈村脇協議会会長〉

平成20年度よりインターフェロン医療費助成事業が新たに始まり、平成21年4月には、鳥取大学医学部附属病院が「肝疾患診療連携拠点病院」に指定され、少しずつ準備を行っている。国からの予算が下りてくれば、年度内に体制を整備する。

〈川崎対策専門委員長〉

肝臓がんで年間約3万3千人は死亡している。本日の会議において、色々と検討事項が準備されているので、真剣なディスカッションと意見交換をお願いします。

### 報告事項

#### 1. 平成20年度肝炎インターフェロン治療費助成の実績について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

B型及びC型肝炎ウイルスの根治を目的として行う、保険適用となるインターフェロン治療費について、患者自己負担額の一部を世帯の所得状況に応じて減額助成制度が平成20年4月より開始された。受給者証交付者は、県が委託契約を締結した医療機関等に受給者証を提示することによりこ

の助成制度を利用できる。受給者証の有効期間は、原則、受給者証に記載された開始日から1年間(48週)であるが、一部難治性の患者については、申請により6か月間(計72週)まで延長可能となる。

肝炎インターフェロン治療受給者証の交付申請があった場合、毎月1回開催される「鳥取県肝炎治療認定審査会」において、審査(審査委員3名)を行っている。

平成20年度は、審査会を計11回開催し、268名に受給者証が交付された。

受給者交付者のうち、C型慢性肝炎患者が98%を占めている。医療費公費負担額は約46,909千円であった。このインターフェロン治療費助成事業で県と委託契約を締結している医療機関はH21.8月現在で107医療機関であり、取扱同意書提出のあった薬局は212機関である。

本助成制度の申請者数は減少傾向にあることから、本助成の認定基準を満たすことのできる者に対して、効率的な制度利用勧奨を行う方法について検討して行きたい。

## 2. 鳥取県肝疾患診療連携拠点病院の指定及び専門医療機関の選定について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

平成20年度に開催された本委員会において、鳥取県の肝疾患診療体制のより一層の充実を図るため、「肝疾患診療連携拠点病院」及び「肝疾患専門医療機関」を指定するとともに、「かかりつけ医」を含めた肝疾患診療連携ネットワークを構築することとなった。

平成21年6月現在の全国状況では、「肝疾患診療連携拠点病院」=37/47都道府県(鳥取県を含む)、「肝疾患専門医療機関」=35/47都道府県(鳥取県を含まず)である。

### ○「肝疾患診療連携拠点病院」の指定

「肝疾患診療連携拠点病院」とは、日本肝臓学会の専門医等、肝炎の専門的知識を有する医師に

よる治療や早期診断が適切に実施できる機関であり、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医を含めた肝疾患診療連携ネットワークの中心的な役割を担い、また、肝疾患患者、肝炎ウイルスキャリア、家族等からの相談窓口となる肝疾患相談センターの設置等が可能な医療機関とし、県内1箇所を指定するものである。

鳥取県肝炎対策協議会において審査された結果、「肝疾患診療連携拠点病院」に鳥取大学医学部附属病院が指定され、指定期間は平成21年4月24日から平成24年4月23日までの3年間とした。

主な事業は、肝疾患相談センターの設置、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、肝炎専門医療従事者研修事業、肝疾患に関する情報発信(HP等)である。国庫10/10の助成がある。

### ○「肝疾患専門医療機関」の指定

平成21年2月14日の鳥取県肝炎対策協議会において、肝疾患専門医療機関は肝臓がん検診精密検査登録医療機関の中から事前アンケート(選定意向調査)を行い、その回答内容にもとづき審査、選定をすることとなっていた。

本日(9/5)の午後1時40分より、鳥取県肝炎対策協議会が開催され、まず、選定を行うための選定条件項目について協議され、以下のとおり決定した。

[必須条件項目]

- ・肝疾患について専門的知識を有する医師(日本肝臓学会の専門医(常勤))による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が行われている
- ・ペグインターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施
- ・肝臓がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施
- ・腹部CT検査機器の設置

上記、選定条件項目決定後に、委員により事前アンケートの回答内容を確認し、該当となる医療機関が次のとおり選定された。

## 〔選定機関〕

東部：鳥取赤十字病院、鳥取生協病院、鳥取県立中央病院、まつだ内科医院

中部：鳥取県立厚生病院、岡山大学病院三朝医療センター

西部：山陰労災病院、博愛病院、米子医療センター、西伯病院

県は、この選定結果を受け、後日、正式に指定する。

指定期間は3年間とするが、指定した医療機関に対し、肝炎対策協議会（夏部会）開催前に認定条件項目に変更があるかどうか毎年1回は確認をする。

なお、今後、認定条件項目を満たすことができ、かつ、指定を希望する医療機関は、指定について申請をして頂き、該当すると認められれば追加で指定を行う。また、すでに指定を受けている医療機関で、医師の異動等により条件を満たさなくなった医療機関は、随時、辞退の手続きを行っていただく。

詳細な手続き（申請様式）については、今後検討していく。

今後は、鳥取県肝疾患診療連携拠点病院が設置する「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」において、ネットワークの在り方等について検討が行われていくこととなる。

## 協議事項

### 1. 肝炎インターフェロン治療結果のフォローアップ調査について

（県から概要説明）

厚生労働省は、肝炎インターフェロン治療費助成事業の治療結果をフォローアップ調査する都道府県を募集しており、鳥取県に対しても調査への参加の有無の回答を求めているが、鳥取県は本日

の委員会及び協議会での協議の結果をもって、最終回答をすることとしている。

この調査は、医療機関の協力が不可欠であることから、調査への協力について協議させていただきたい。

調査の目的は、肝炎インターフェロン治療の有効性の把握と治療費助成制度の費用対効果の検討である。

調査の流れとしては、肝炎インターフェロン治療費助成事業で平成20年4月から平成21年3月末日までに受給者証を交付された者を対象（鳥取県：268人）に、受給者証交付申請時に、診断書を作成した医師に、国が全国統一様式として示す「肝炎インターフェロン治療効果報告書」に必要事項を記載して頂き、各都道府県（あるいは、肝疾患診療連携拠点病院）に提出して頂く。集計、解析は国立国際医療センター国府台病院「肝炎情報センター」が行い、結果については、各都道府県に報告される。

なお、この調査に協力した医療機関に対する費用補助はない。（国）

（委員意見）

・鳥取県もこの国の調査に参加することで、他県とデータ比較できることは有益であると考える。

（協議結果）

協議の結果、鳥取県はこの調査に参加することとなった。肝疾患診療連携拠点病院の鳥取大学医学部附属病院の村脇先生と相談しながら、協力体制を進めていくこととなった。

また、鳥取県独自の調査項目を追加することも可能であるので、併せて検討することとなった。

### 2. 肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会について

平成22年2月13日（土）開催予定。